

フランス第二共和政期における市民教育構想

大津尚志*
(武庫川女子大学・短期大学部・幼児教育学科)

Civic education in the Second Republic in France

Otsu Takashi *

*Department of Early Childhood Education, Junior College Division
Mukogawa Women's University*

Abstract

In the first half of the nineteenth century in the schools in France, moral education was based on Catholicism. In February 1848 the Revolutionary government decided to make a Republican government and the system of universal suffrage. Hyppolyte Carnot (Minister of Public Education and Religious Affairs) introduced new education law plans and ordered Charles Renouvier to make a new textbook for civic education (*Manuel républicain de l'homme et du citoyen*). The new textbook emphasized on "liberty, equality and fraternity" which was the slogan of revolutionary government and the socialism movement of 19th century in France.

はじめに

フランスにおいては、大革命期にはカトリックにもとづく宗教教育にかわって、非キリスト教化運動とともに、市民教育の構想がだされてある程度の実効性を持った。ところが、ナポレオンの登場により、教皇とコンコルダートが結ばれることにより、一応フランスとカトリックは和解する。そうして、カトリックと皇帝崇拝が同時に教えられる教科書¹⁾が作成されることとなる。

ナポレオンの失脚後に、復古王政となり、アンシャン・レジーム期の宗教教育が復活することとなる。七月王政期には1833年初等教育法(「ギゾー法」と呼ばれる)第1条により、「初等教育には道徳・宗教教育」を含むという規定がおかれ、学校で宗教教育がおこなわれることが法的にも確認される。

当時、極端な制限選挙制がとられていたこともあり、産業化の進展²⁾とともに中小資本家、労働者などから「普通選挙」³⁾を求める声が徐々に高まる。1847年に選挙法改革案は否決されるが、「改革宴会」が広がることとなる。宴会禁止令がだされるが、1848年2月22日に民衆は蜂起し、23日に制限選挙を主張するギゾー首相は解任された。しかし、時はおそく、2月24日「二月革命」⁴⁾によりルイ・フィリップは退位して亡命し、すぐに臨時政府がつくられることとなる。臨時政府は穏健共和派、急進共和派、社会主義者(socialiste)など立場を異にする11名から構成された⁵⁾。当時、突如としておこった革命の担い手の立場はさまざまであり、当時のいわゆる「初期社会主義者」⁶⁾も一枚岩ではなかったが、個人間の自助努力を求める「個人主義」に対するアンチテーゼとして、「組織」によって労働者が貧困や失業からの脱出をはかろうと考えたという共通点はあるといえよう⁷⁾。

臨時政府内は「共和国」「普通選挙」という点では意見の一致をみていた。臨時政府は同日設立宣言を行い、翌日公開された。「フランス国民自身からなる政府は宣言する。自由、平等、友愛を原理として、人民(peuple)を標語、スローガンとして掲げ、ここにフランスが自ら尽くすべき民主的政府が誕生した

ことを…⁸⁾。」

さらに、翌 26 日臨時政府は「三色旗」の下に「フランス共和国、自由、平等、友愛」と書きこむことを宣言する。それはフランスの伝統と守ると同時に、民主主義をもっともよく表す語とされた⁹⁾。

1789 年の人と市民の権利宣言では第一条で「人は自由、かつ権利において平等なものとして生まれ、生存する」にはじまり「自由、平等」を繰り返しているが、「友愛」という用語は登場しない。「友愛」は例えば 1791 年憲法では補完的な位置づけとして登場することはある。ここにおいて初めて「自由、平等、友愛」が公的に同等のものと位置づけられることとなる。

カトリックにとっても「友愛」はキリスト教の「隣人愛」などの教義と共通することをうけいれたところでもあり、この時代の臨時政府内の共和主義者、社会主義者ともに、主義主張の面で共通するところがあるといえる。地上において「兄弟愛」に満ちた社会を建設するという、ロマン主義、理想主義的傾向¹⁰⁾があったともいえる。臨時政府は「奴隷制の廃止」もうちだす。この時代のフランスでは大革命期のアナロジーで政治が動いた面と、結局は恐怖政治を経て収束していった大革命期の轍を踏まぬように動いた面との両方が存在する。まず、憲法制定議会がつくられたのは前者の例である。後者の例としては、カトリック、修道会の迫害などはなされず、むしろカトリックを持ち上げる動きさえあったこと¹¹⁾、恐怖政治の反省から「政治犯の死刑廃止」が定められたこと、がそれにあたるといえる。

公教育に関しては、1848 年 2 月 24 日にイポリット・カルノー (Hyppolyte Carnot, 1801-1888) が臨時政府内の公教育・宗務大臣として、この時期の政策を動かすこととなる。

1848 年 3 月 5 日には普通選挙の政令がだされる。4 月 23 日には憲法制定議会選挙が普通選挙にて、実施された。登録選挙人の数は 1846 年の 24 万人から、1948 年の 822 万人へと、急増する¹²⁾。新たに投票権を有することになった市民を含めて¹³⁾、初等教育に関する政策はどのように考えられていたのだろうか。

本稿では今日に至るまで学校の役割に市民の育成を重要視するフランスにおいて、はじめて普通選挙を導入した第二共和政期に注目する。市民教育に関してどのような構想がだされていたか、その時点で市民教育の内容はどのようなものにすることが考えられていたか、について新たな知見をえることを目的とする。

1 二月革命とカルノー法案

1848 年 2 月 29 日臨時政府内に科学・人文学研究高等委員会 (haute commission des études scientifique et littéraires) が設置され、教育に関する法案の作成が行われた¹⁴⁾。カルノーは 3 月 5 日の普通選挙の政令がだされた翌日 3 月 6 日に、通達をだす。そこでは、初等教員に「ただちに、農村の住民に対する公教育の修復をなさらんことを」「共和国は制度を改革することだけでなく、人を改革しなければならない」¹⁵⁾と述べている。「教師の共和国」すなわち、教師による「共和国の市民」への意識改革及び育成を求めている。

カルノーは歴史家であるアンリ・マルタンに『選挙のための教師用手引書』¹⁶⁾という小冊子の執筆を命じた。同書は「教師」と「市民」の対話形式で書かれている。

市民「よき政府がよって立つべき原理とは何ですか」

教師「その原理とは、正義、友愛と人民主権です」¹⁷⁾

同書は、上記ではじまるが、まず新たな共和国が依拠する原理について述べ、フランスがそこに至るまでの歴史的経緯を含めてこれからつくられる憲法制定議会¹⁸⁾についての説明をしている。ついで、既述した「1848 年 3 月 5 日の選挙に関する政令」について、条文ごとに説明をおこなっている。人口に比例して代表が選挙されること(平等という原理に由来)、代議士の人数は 900 人であること、直接選挙、普通選挙であること、選挙権には 21 歳以上、6 カ月以上同じところに住んでいることが必要なこと、

秘密投票であること、議員は歳費をうけとること¹⁹⁾、といったことである。「投票に行くことはあらゆる義務のなかでもっとも神聖である。」²⁰⁾と述べている。教師が特に新たに投票に行く市民に選挙制度に関する説明を行い、今後の共和国をつくるための助けとなることを期待することを裏付ける内容となっている。

その後、いわゆるカルノー法案が6月30日に提出される。法案は初等教育の義務、無償および教員の待遇の保障²¹⁾について規定するほか、教育内容については以下のように言及していた

第1条 初等教育は以下のものを含む。
 1, 読む, 書き, フランス語の基礎, 計算の基礎, メートル法… (以下略)
 2, 人および市民の義務と権利の知識, 自由, 平等, 友愛の観念の発達
 3, (略)
 宗教教育はそれぞれの宗教の司祭によって行われる。

カルノーは「無償, 義務および教育の自由」をとまえ、さらに「無償」は「学校において金持ちの子どもと貧乏人の子どものあらゆる差異を消す」という²²⁾。

それ以前のギゾー法(1833年)が「初等教育は…道徳・宗教教育を含む」と規定していたのに対し、明らかに共和国の精神を教えることが教育の役割として強調されるようになっていく。法案が宗教教育の軽視をしていたことは明らかである。そして、宗教と両立しうる道徳の源泉として「共和国の価値」すなわち「自由, 平等, 友愛」が掲げられることとなる。

共和政下における「共和国の価値」教育と、従前から価値教育に関して強い影響力を持っていた宗教(カトリック)教育との整合性は当時どのように考えられたのであろうか。同法案をみるかぎり、学校教師が「自由, 平等, 友愛」といった共和国の価値を教え、宗教教育は司祭が担うという役割分担が構想されていた、と考えられる。

2 ルヌーヴィエ「人, 市民のための共和主義的手引き書」

カルノーが、前述した高等委員会の小委員会「初等教育部会」の一員であった²³⁾、ルヌーヴィエ(Charles Renouvier, 1815-1903)に小学校教師、小学生むけに執筆を命じていたものが、『人と市民の共和主義的手引き書(Manuel républicain de l'homme et du citoyen)』である²⁴⁾。ギゾー法期において、ギゾーがクーザン(Victor Cousin, 1792-1867)に「道徳・宗教」の手引き書²⁵⁾を執筆させていたことにならったものといえよう。本書は15000部が大臣によって購入され、各地の大学区長に配布された²⁶⁾。表紙には「臨時政府の教育大臣の指導により出版される」とある。

ルヌーヴィエは後に哲学者として評価されるが、この時点では政治に与していた。初版は1848年3月、第2版は1848年10月に刊行されている²⁷⁾。この時点でルヌーヴィエは33歳であり、当時サン＝シモン主義からユートピア的社会主義に汲みしてもいた²⁸⁾。のちに彼が自分の哲学をつくりあげるまでの「模索期」にあたるといえる²⁹⁾。しかし、のちに彼がつくりあげる哲学の体系の萌芽がみられる箇所もある³⁰⁾。この手引き書で最も強調されて概念は、これから述べるように「友愛」であるが、彼の哲学的著作においても他の多くの19世紀後半の思想家と同様に後には「友愛」概念を持たなくなっていく³¹⁾。「友愛」概念の強調は、この時代のロマン主義的傾向の反映ともいえよう。

国立作業所の閉鎖をめぐる「6月暴動」により、多くの労働者が逮捕されるに至った³²⁾が、1848年7月5日にカルノーは辞任におこまれる。それは本書の神を軽視するところ、社会主義的な文言が議会で攻撃されたゆえ、といわれる³³⁾。ルヌーヴィエも政府の公的な立場としては役目をおえることとなる。しかし、後任のヴォラベルも9月20日に本書を使用することを大学区長あて通達で出している³⁴⁾ことから、この時期にもっとも影響力をもった手引き書といえることは間違いない。本書は教師と児

童の問答形式で書かれている。それは従来のカテキスム形式に準じたものである。例えば以下のようである。

(生徒)自己の完成はなにによって、と聞いておられますか？

(教師)人間は、本性に従って完全となるときに、もっとも完成に近付くと聞いています³⁵⁾。

手引き書がどのように使用されたかは、この時代の学校が生徒数、就学率、出席率を考えれば様々であったと考えられる。教師が「問い」かけ、生徒が「正答」とするものを暗唱するために手助けとなるように使用されたであろう。

本書(初版)は全36ページの小冊子であるが、その内容を「構成視点」の観点から分類すると、【表】のようにまとめることができよう。そして、構成視点ごとにその内容をみていくこととする。

【表】シャルル・ルヌーヴィエ「人、市民のための共和主義的手引き」(初版)

構成視点	章
1. 道徳について	人の道徳の目的(第1章) 社会の道徳の目的(第2章)
2. 共和国について	共和国について、共和国における権限について(第3章) 共和国の権利と義務とは(第10章)
3. 人と市民の義務・権利	人と市民の義務(第4章) 人と市民の権利(第5章)
4. 共和国の原則について	自由について(第6章) 平等について(そして、友愛について)(第9章)
5. 人権の前提について	安全と所有権について(第7章) 産業の自由について(第8章)
6. 新たな共和国について	現状の国家と憲法制定議会の召集について(11章) 憲法制定議会のできる改革について(12章)

1. 「道徳」について

ルヌーヴィエが強調していることは、まず「自己の完成(se perfectionner)である。そして、完成は本性(nature)に従っておこなうこと、そしてそのための第一段階は「正義」であるという。「あなたにしてはならないことを、他人にすることなかれ、あなたのために他人がしなければならないことを、あなたは行え。」³⁶⁾とあるのは、明らかに聖書でいういわゆる黄金律³⁷⁾や、1793年憲法6条の内容と符合する。

人の本性にもとづく「自己の完成」を強調するのは、18世紀啓蒙思想の影響ともいえよう。また、ルヌーヴィエはのちに晩年になってからカントの影響をうけた哲学をつくりあげるが、そこではカントが用いない「人格(personnalité)」に重要性をおいている、というところもある。

そして第二段階は「友愛」³⁸⁾といい、「友愛とはすべての人が一つであるかのように、同じ喜び、同じ悲しみを持つという感情、兄弟であるかのように³⁹⁾」という。友愛が「神を愛し、隣人を愛しなさい」というキリストの言葉とも結びつけて、非常に高い位置づけに挙げられている⁴⁰⁾。

「社会における道徳」については、社会は「各人にとってよいことは、すべての人にとってよいこと」「社会は人と同じ目的でつくられたもの」⁴¹⁾と述べ、社会と人が調和することが前提となるような記述となっている。ここでも人の集まりたる社会において、キリストがたえず唱えた「犠牲(sacrifice)」「愛徳(charité)」が、すなわち「友愛」であると述べている⁴²⁾。キリスト教の教義を社会的に適用することを共和国はすすめたのである⁴³⁾。

2. 共和国について

共和国とは「自分たちが自分たちを統治していること」、そして「みんなのもの(chose des tous)」という古語からきていることが説明される。人民が主権者であり、代表を通して各人の主権が行使されることが説明される⁴⁴⁾。フランスの憲法典、憲法学において、主権は国民(nation)に属するか、人民(peuple)に

属するかという長期間にわたって論じられた問題があるが、本書では政治的意思決定能力をもつ人民に属するという前提にたつ。人民主権の原理を採用した1793年憲法を想起させるものである。それは、のちに導入が確実視されていた普通選挙を意識してのことであろう。もっとも、「我々は神の加護のもとにある共和国である」⁴⁵⁾と述べ、神を完全否定しているわけではない。それらは、のちに採択される1848年憲法と一致する内容である。

「共和国の権利と義務」では、共和国は兵役、納税、忠誠を要求する権利があること、共和国は自由や権利を尊重する義務があることが説明されている⁴⁶⁾。

3. 人の義務と権利について

人の義務として第一には「生きること」である。人は兄弟のためによいことをすることができる、と述べている⁴⁷⁾。次には、「生活のためによき仕事をする」ことが挙げられている。ここにもサン＝シモンらの影響がみられる。そして、自己の完成のために大切な義務は「正義」と「友愛」と述べている。ヴォルテールのいう「寛容」にも言及している⁴⁸⁾。宗教的少数派への寛容に配慮してのことであろう。市民の義務としては、「法に従うこと」があげられている。それが義務である理由は、「法は人民の意思」だからである。次いで「共和国の防衛のために備えること」「共和国に財産上の貢献をすること」などが挙げられている⁴⁹⁾。すべての人の義務と、共和国に参加する資格を有する市民の義務が別にかかっている。のちに採択される1848年憲法前文VIで「市民は共和国に義務を」という記述があるのを具体化した内容となっている。

人の権利については、自然権(droits naturels)が、「人は常に要求することができるもの」⁵⁰⁾と述べられている。それは「自由、平等」という二つに収束することができる⁵¹⁾とある。なお、本章のタイトルにもかかわらず「市民の権利」にはまったく言及がない。奴隷的拘束をうけないなどの自由権に関する記述はある⁵²⁾が、勤労権(職を得る権利)に関する言及はない⁵³⁾。臨時政府が「国営作業場」を設置し、勤労権の保障を行おうとしたにもかかわらずである。

4. 共和国の原則について

「自由」に関しては「自由とは他人、他者の権利を害さないすべてのことをなしうることにある。」という1789年人々と市民の権利宣言第4条を想起させる文章にはじまり、良心、言論、執筆、出版の自由が重要であることがいわれている。法の手続なしに逮捕などをされないなどの個人の自由のみならず⁵⁴⁾、結社の自由という当時までの憲法典にはない権利(フランスでは1901年に法律により実質的にはじめて認められる⁵⁵⁾。)にまで言及されている⁵⁶⁾。

「平等」に関しては、雇用にあたっては「能力と徳以外の理由で差別があってはならないこと。」⁵⁷⁾と1893年憲法第5条を想起させる文章も存在する。しかし、共和国は自由も尊重しなければいけないために、「条件の完全な平等」を達成することはできないこと、などが述べられる。

そして、「自由」「平等」にさらに「友愛」を加えることによって、共和国は完成する⁵⁸⁾と述べている。ここでも「友愛」の強調である。

5. 人権の前提について

「安全、所有権」を自由の前提条件と述べている。所有権は人の労働の果実であるとのべている。ロックの影響であろう⁵⁹⁾。そこで「金持ちが無為徒食をしていて、貧乏人が金持ちに食い物(mangés)にされていることを防ぐ方法があるのか」という生徒の問いに、「共和国の指導者が友愛の精神を実践していくこと(所有権の制限など)」などという教師の答えが与えられている⁶⁰⁾。この箇所は共和主義者の思想と全く相容れないものではないが、前述したとおり、7月5日の議会で攻撃の対象となったところである。カルノーはルヌーヴィエを非難せずに⁶¹⁾、自ら辞職を選ぶ。

「産業の自由」では、労働条件の保持のために、自由に規制をする必要(労働条件、賃金において)が述べられている⁶²⁾。共和国は労働条件に介入する権利があり、人民の名でそれを行行使する、共和国は、共

通利益(intérêt commune)に基づいたあらゆる条件を支配下におく権利をもつという。それはいわゆる「労働組織(organisation du travail)」⁶³⁾という、と述べている。当時の社会主義者の主張がみられる。産業が重視されているのは、明らかに「産業者の階級は最高位の地位を占めるべきである。…なぜならほかの階級はいずれもみな産業者なしにはやっていけないからである。」⁶⁴⁾と述べるサン＝シモンの影響であり、また労働者の権利保障に言及が多い。

6. 新たな共和国について⁶⁵⁾

ここでは、恐怖政治やカトリックとの敵対関係をも招いた第一共和政の時代のことも踏まえて、今後召集される憲法制定議会について述べている。共和国はイエス・キリストの徳の社会のうえに、さらにあらゆる宗教に対する寛容の上になりたつ、とされる。明らかに人口の多数派をしめるカトリック派への配慮であるが、それでも従前の時代のことを考えると「神を軽視している」と攻撃されることとなった。

本書の内容に関する特色をまとめると、以下のようになろう。

第一に、今日に至るまで共和国の標語となっている「自由、平等、友愛」が市民的価値と位置づけられており、なかでも特に「友愛」が強調されていることである。1789年「人と市民の権利宣言」に「友愛」は登場しないこともあるが、この時期において「友愛」概念は革命初期の主たる担い手である共和主義者のみならず、初期社会主義者の主張およびキリスト教の隣人愛の概念とも近いこともあり、手引き書にも取り入れられることとなった。

第二に、市民教育がキリスト教との両立を前提としたうえで行われているところである。カルノー法案はあくまで、教育内容は「道徳・市民教育」を含むと規定してカトリックの側の反発をかったが、当時の事実上の公定手引き書には宗教(キリスト教)に関する記述がみられている。本書の冒頭部にも「政治の基本原則を語るのであって、宗教の基本原則ではない」⁶⁶⁾と明記されているが、あくまで政治原理と宗教の原理が矛盾することなく両立するものという前提にたてられている。

第三に「二月革命」に「労働者」が一定の影響をあたえたことから、労働、産業に関する言及や19世紀初頭以降の初期社会主義者、特にサン＝シモンの思想と呼応する内容が多いことである。

第四に、本書執筆の時点では第二共和政憲法が成立していなかったという事情があるとはいえ、これまでのさまざまな人権宣言や憲法にかかわる文言が、そのまま、あるいは若干かたちをかえたうえで登場することである。なかでも、大革命が最も急進化したといわれる1793年憲法を想起させる文が多くみられる。1848年8月30日に第二共和政憲法草案がだされ、11月4日に採択されるが、「神の前で、フランス人民の名において」「フランス共和国は自由、平等、友愛を原理とする(前文(IV条))」などの記述を含む同憲法は、事前に作成されていたルヌーヴィエの手引き書と、かなりの内容が合致している。特に「友愛」の強調に関しては、1848年憲法が「友愛」あるいはそれに類する表現が繰り返し登場し「友愛憲法」と呼ばれることとも一致する。「祖国を愛し、共和国に奉仕し、租税を負担し…(前文(VI条))」といった内容とも呼応している。ただし、「フランス共和国は、家族、労働、所有、公序を基礎とする(前文(IV条))」とあるが、「家族」には言及がないなど、全く一致するわけではない。

当時の初等教育政策としての市民教育としては、急激な選挙権の拡大とともに新たな方策がうちだされ、新たな手引き書がつくられ配布を行うという努力が行われた。しかし、政権内部に立場を異にする者が多く不安定であったこと、学校教育をうけていない国民が多く、文字の読み書きもできない人が多い中で⁶⁷⁾、また財政的な制約は依然として大きかったこと、さらに第二共和政自体が短命におわったことから、十分な成果をあげることはできなかったといわざるをえない。当時は、たとえば、投票日が「復活祭の日」であったことから、投票が司祭に引率されて投票所にむかうという「集団行動」になってしまったこと、有権者の多くが候補者に関する情報を知らされずに投票に行くことになったこと、秘密投票という表向きであったが、読み書きのできないものには代筆が認めざるをえなかったことなど、「正常な選挙」が成立していないといわざるをえないところが多かった⁶⁸⁾。トクヴィルは回想録で、村の住民170名が「同じ候補者に投票したと私は考えることができる。」⁶⁹⁾と述べている。当時にフランスの多

くの地で「共同体的全員一致主義」⁷⁰⁾が残存していたといえる。

5月4日に召集された憲法制定議会の議員は、当時は今日のような明確な政党の観念がないゆえに党派別に分類することは困難であるが、プラムナッツの研究に従えば、穏健共和派500人、急進共和(ジャコバン)派100人、他の300は「共和派を名乗る人々」であった。「共和派を名乗る人々」は実質、王党派であり、のちに秩序党を形成する⁷¹⁾。そして、二月革命は「共和主義者なき共和国」への道を徐々に進んでいくこととなる。1848年の革命家は「普通選挙を使いこなすこともできなかった」⁷²⁾のである。後述する大統領選挙のことも含めて、普通選挙により共和政がいったん終結を遂げるという逆説的な結果となる。

しかし、アギュロンは1848-52年のフランス史の概説書に「1848年、あるいは民主主義の学習期」と副題をつけている⁷³⁾。文字通り「学習期」であったものの、今後につながる学習であったとはいえる。

むすびにかえて

1848年12月の初代大統領の選挙では、カルノー法案を支持する共和派のカヴェニャックではなく、秩序党のルイ＝ナポレオン・ボナパルトが大勝した。これによって、ルヌーヴィエの手引き書(第二版)も役目を終えたといわれる⁷⁴⁾。

そして、ルイ＝ナポレオンは公教育・宗務大臣に王党派のファルーを任命する。ファルーはカルノー法案を1849年1月には撤回し、1850年に事実上教会による宗教教育の自由を広く認めるファルー法が制定されることとなる。同法23条で初等教育の内容の筆頭は再び「道徳・宗教教育」となり、教会の影響力が強化される。そして、1851年ルイ＝ナポレオンのクーデター、1852年第二帝政の成立とつながる。

これによって、公教育を通して市民道徳の教育を行うという構想はいったん完全に消えさることとなる。その再興は1882年フェリー法第1条で初等教育は再び「道徳・市民教育」を含むことと規定され、公教育から宗教の排除がはじまる時を待たなければならない。

短命におわった第二共和政期の市民教育であるが、以下の点を意義や特色としてあげることができよう。

第一に聖書やキリスト教にも言及し、カトリックと市民教育の両立をめざした手引き書がつくられたことである。もちろん、ルヌーヴィエの手引き書にカトリックへの言及はそれまでの時代の教育を考えると軽視されているといわざるをえない。しかし第一共和政期は、非キリスト教化運動のこともあり、市民教育は宗教の教義を完全に無視するかたちで行われていた⁷⁵⁾。

第二に、法案で「自由、平等、友愛」の観念の発達を教えることをはっきりと明記したことである。第三共和政期には教授要目に言及があったものの、これを無視している教科書も多数つくられている。なお、現行の1958年憲法において「共和国の標語は自由、平等、友愛である」とあるが、今日の市民教育では「友愛」よりは「連帯」が強調されている。たとえば、フランス国内の社会保障や発展途上国との間の国際連帯がとりあげられる。第二帝政以降、法的な観念とはいえ「友愛」にかわって「連帯」の観念が使用されることになっては、ルヌーヴィエの哲学の中においてでもある⁷⁶⁾。

第三に、その当時のフランス人自身による「哲学」を基にする手引き書がつくられたことである。第一共和政の時期にはプラトンの四元徳に基づいた手引き書もつくられた。しかし、一人の「哲学者」の哲学をベースにした手引き書が公的に作成されたのはフランス教育史上はじめてのことである。

第四に「産業」や、今日でいう労働、生存などの「社会権」に重点をおいた手引き書が作成されたことである。初期社会主義者の影響を受けた、事実上の公定手引き書がつくられたことは、この時代だけである。

今後はさらには、第三共和政期以降の教育改革の主導者であったフェリーの思想や、さらにそれ以降の教育内容や背景となる政治・思想のより精緻な分析などを研究課題としたい。

-
- ¹⁾ *Catéchisme à l'usage de toutes les églises de l'empire français*, 1808, Strasbourg.
- ²⁾ See, Maurice Agulhon, *1948 ou l'apprentissage de la République*, Éditions du Seuil, 2002, p.118.
- ³⁾ 選挙権は有していたのは男子のみであるが、以後便宜上、*suffrage universelle* は「普通選挙」と訳出する。
- ⁴⁾ 本稿は当時の市民教育構想を中心に行っている点などで先行研究とは分析視覚を異にする。
- ⁵⁾ 11名それぞれの政治的立場について、辻村みよ子・糠塚康江『フランス憲法入門』三省堂, pp.39-40, 参照(糠塚康江執筆)。
- ⁶⁾ See, Paul Bastid, *Doctrines et institutions politiques de la seconde république, t.1*, Hachette, 1945, pp.50-68.
- ⁷⁾ プチ・ロベールによれば、社会主義(socialisme)とは「社会組織が利益や一般的な利益を、合議にもとづく組織によって、個別の利益より優先させることによって、広げることができるという見解」と定義されている。(Paul Robert, *Le Petit Robert*, 1981, p.1823.)なお参照、河野健二編『フランス初期社会主義』平凡社, 1979年。
- ⁸⁾ Bastid, *op.cit.*, p.117.
- ⁹⁾ See, François-Alphonse Aulard, *Études et leçons sur la Révolution française*, Felix-Alcan, 1893, p.1.
- ¹⁰⁾ See, René Rémond, *La vie Politique en France t.2*, Armand Colin, 1965, p.23.
- ¹¹⁾ 谷川稔『十字架と三色旗』山川出版社, 1997年, p.153 以下参照。
- ¹²⁾ 岡田信弘『フランス選挙制度史』(『北大法学論集』第29巻第2号, 1978年, p.156)参照。
- ¹³⁾ カルノーは大革命期と同じような、「祭典」などによる、大人に対する教育も構想していた。Dalisson, *Hippolyte Carnot*, CNRS, 2011, pp.155-164. 1848年4月には「友愛」の祭典も行われていた。
- ¹⁴⁾ Bastid, *op.cit.*, p.154.
- ¹⁵⁾ Circulaire, 6 mars 1848, (*Recueil des lois et actes de l'instruction publique, année 1848*, Imperimerie et Librairie de Jules Delalain, 1848, pp.14-15.)
- ¹⁶⁾ Henri Martin, *Manuel de l'instituteur pour les élections*, Pagnerre, 1848.
- ¹⁷⁾ *Ibid.*, p.7
- ¹⁸⁾ 本書では Constituant と述べられている。
- ¹⁹⁾ *Ibid.*, pp.16-24.
- ²⁰⁾ *Ibid.*, p.25.
- ²¹⁾ 当時、教師の待遇は劣悪なものであったといわざるをえない。邦語文献として、上村祥二「村の小学校教師」(『ユスティティア』第1号, 1990年, pp.95-115.)
- ²²⁾ Rémi Dalisson, *ibid.*, p.136. なお当時のルヌーヴィエ, ミシュレ, キネら思想家の多くが「生まれによる教育の差別の拒否」を主張していた。ルイ・ブランら無償、義務を主張した政府関係者は他にもいた。See, Maurice Gontard, *Les écoles primaires de la France bourgeoise (1833-1875)*, 2e edition, CRDP Toulouse, 1976, pp.63-64.
- ²³⁾ *Ibid.*, p.67.
- ²⁴⁾ Charles Renouvier, *Manual republican de l'homme et du citoyen*, Pagnerre, 1848, 36pp.
- ²⁵⁾ Anonyme, *Livret d'instruction morale et religieuse, deuxième édition*, 1834. (初版は1833年) (本書は匿名で出版されているものの、哲学者クーザンの執筆であることに異論はほぼない)
- ²⁶⁾ Paul Carnot, *Hippolyte Carnot et le ministère de l'instruction publique de la IIe République*, Presses universitaires de France, 1948, p.76.
- ²⁷⁾ Louis Foucher, *La Jeunesse de Renouvier et sa première philosophie (1815-1854)*, J.Vrin, 1927, p.v.
- ²⁸⁾ 北垣徹「見出された信仰—シャルル・ルヌーヴィエの共和思想」(宇野重規ほか編『社会統合と宗教的なもの』白水社, 2011年, p.205.)
- ²⁹⁾ See, Charles Wyler, *Les principes de la philosophie morale et de la morale rationnelle de Renouvier*, Société générale d'Imprimerie, 1912, p.9, 石黒ひで「ルヌーヴィエ, シャルル・バルナール」(小林道夫ほか編『フランス哲学・思想事典』弘文堂, 1999年, pp.327-330)
- ³⁰⁾ のちの、彼の哲学では「正義」は強調される。
- ³¹⁾ ロマン主義的観念である「友愛」でなく、科学的な概念として「連帯」が語られるようになる。邦語文献として参照、田中拓道『貧困と共和国』人文書院, 2006年。
- ³²⁾ See, Roger Price, *The Second French Republic*, Cornell University Press, 1972, pp.155-192.
- ³³⁾ 志村, 前掲書, p.62, 川口茂雄「一九世紀フランス哲学の潮流」(伊藤邦武責任編集『社会の哲学』中央公論新社, p.206) 参照。
- ³⁴⁾ Circulaire relative au Manuel républicain de l'homme et du citoyen par M.Charles Renouvier, 20 septembre 1848, (Alain Choppin et Martine Clinkspoor, *Les manuels scolaires en France, texts officiels 1791-1992*, pp.159-160.)

- ³⁵⁾ Charles Renouvier, *Manuel Républicain de l'Homme et du Citoyen*, Pagnerre, 1948, p.1.
- ³⁶⁾ *Ibid.*, p.4
- ³⁷⁾ 新約聖書(マタイ 7 : 12, ルカ 6 : 31)
- ³⁸⁾ Renouvier, *op.cit.*,
- ³⁹⁾ *Ibid.*,
- ⁴⁰⁾ See, *Ibid.*, p.7
- ⁴¹⁾ *Ibid.*,
- ⁴²⁾ *Ibid.*, p.8.
- ⁴³⁾ See, Marie-Clude Blais, *Au principe de la République*, Gallimard, 2000, p.20.
- ⁴⁴⁾ See, Renouvier, *op.cit.*, p.10.
- ⁴⁵⁾ *Ibid.*, p.9
- ⁴⁶⁾ See, *Ibid.*, p.26
- ⁴⁷⁾ *Ibid.*, p.11.
- ⁴⁸⁾ *Ibid.*, p.12.
- ⁴⁹⁾ *Ibid.*, p.13
- ⁵⁰⁾ *Ibid.*, p.14.
- ⁵¹⁾ *Ibid.*, p.15.
- ⁵²⁾ *Ibid.*, p.14.
- ⁵³⁾ 当時、フーリエらの思想にみられたものである。邦語文献として参照、内野正幸『社会権の歴史的展開』信山社、1992年。
- ⁵⁴⁾ Renouvier, *op.cit.*, p.16.
- ⁵⁵⁾ 1848年憲法第9条に言及があるが、「公共の安全」という内在的制約を含むものであった。
- ⁵⁶⁾ Renouvier, *op.cit.*, p.17.
- ⁵⁷⁾ *Ibid.*, p.25.
- ⁵⁸⁾ *Ibid.*,
- ⁵⁹⁾ See, John Locke, *Two Treatises of Government*, Hafner Publishing Company, 1956, p.134.
- ⁶⁰⁾ Renouvier, *op.cit.*, pp.18-21.
- ⁶¹⁾ *Ibid.*,
- ⁶²⁾ 1848年3月に労働時間の制限に関するデクレはすでに出されている。
- ⁶³⁾ Renouvier, *op.cit.*, pp.23-24.
- ⁶⁴⁾ サン＝シモン(森博訳)『産業者の教理問答』岩波書店、2001年、p.11.
- ⁶⁵⁾ 本書は1948年10月に第2版が出されている。Charles Renouvier, *Manuel républicain de l'homme et du citoyen* (présenté par Maurice Agulhon, Garnier, 1981.)に再録、第2版では憲法制定議会が解散される間際になって第10章、11章は書きかえられている。社会的共和国(République sociale)を強調し、また教育関係(カルノー法案と内容は整合)にも言及している。
- ⁶⁶⁾ Renouvier, *op.cit.*, p.6.
- ⁶⁷⁾ フュレ・オズーフらは1846-50の時点で「最低限の読みができる人」の比率を64.0%と算出している。François Furet et Jacques Ozouf (dir), *Lire et écrire* (2), Éditions de Minuit, 1977, p.280.
- ⁶⁸⁾ 参照、永井良和『普通選挙の幕開け』芦書房、2007年。
- ⁶⁹⁾ トクヴィル(喜安朗訳)『フランス二月革命の日々』1998年、岩波書店、p.167.
- ⁷⁰⁾ 田村理『投票方法と個人主義』創文社、2006年、p.36。参照。
- ⁷¹⁾ See, John Plamenatz, *The Revolutionary Movement in France 1815-71*, Hyperion, 1979, pp.74-75.
- ⁷²⁾ トクヴィル、前掲書、p.170.
- ⁷³⁾ See, Agulhon (2002).
- ⁷⁴⁾ See, Agulhon (1981), p.22.
- ⁷⁵⁾ 大津尚志「フランス革命期の市民教育」(『公民教育研究』第17号、2009年、pp.1-15.)
- ⁷⁶⁾ 参照、田中拓道「自由・人格・連帯」(『社会思想史研究』第33号、2009年、pp.19-31.)